

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（4月7日更新）

敬心学園は、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の公示に対応すべく、令和2年4月7日の対策本部会議にて、下記の対策を講じることを決定しましたのでお知らせいたします。

### 【学園方針】

- 1、学生・教職員とその家族の生命・健康維持を最優先とする。
- 2、社会への影響を配慮し、可能な限り感染者増加を防止する。
- 3、学生から求められるサービス提供のために努力する。

### 【緊急事態宣言に基づく学園方針】

敬心学園教職員は新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として在宅での勤務とさせていただきます。お問い合わせにつきましては、各校のホームページにてご案内させていただきます。みなさまには、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

### 【新型コロナウイルス感染症対策としての学園の措置】

- 大人数の行事・会議等の中止（延期）措置  
期間：2020年3月1日～2020年5月10日まで  
対象：全学園
- 学園施設貸出（学外団体等の使用）の禁止  
期間：2020年3月1日～2020年5月10日まで  
対象：全学園
- 学園施設内における会議、会合等における食事の提供の禁止  
期間：2020年3月1日～2020年5月10日まで  
対象：全学園
- 学生の発熱時等の措置  
期間：2020年3月1日～2020年5月10日まで  
対象：全学生  
内容：発熱が認められた場合や、新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触者となったことが判明した場合は、自宅待機とする。（状況により、2週間出席停止とする。）

なお、学生の欠席が指定規則に定める上限数を超えた場合は、可能な限り補講等を行い、修学の差や資格取得に影響が生じないように対応するものとする。

また、感染拡大防止策として、平時より体温測定を行う。

○教職員の発熱時等の休暇措置

期間：2020年3月4日～2020年5月10日まで

対象：全教職員

内容：発熱が認められた場合や新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触者となったことが判明した場合は、その旨を所属長に連絡の上、出校せずに自宅待機とする。  
(状況により、2週間出校停止とする。)

また、感染拡大防止策として、平時より体温測定を行う。

○教職員・学生の感染時の措置

期間：2020年3月4日～2020年5月10日まで

対象：全教職員・学生

内容：感染が確認された教職員・学生が在籍する学校は、保健所と連携した上で、定められた期間において休校もしくは一時閉鎖とする。

上記はいずれも現時点での判断であり、今後の状況次第で変更する可能性があります。

(国または地方自治体からの指導に従い変更する可能性があります。)

学校法人敬心学園 学園本部

03-3200-9073